

「教育研究連携手当の支給割合」に係る確認書

1. 「教育研究連携手当の支給割合」については、平成19年1月9日開催の科所長会議で了承された「地域手当の改善について(案)」に基づき、確実に実施する。
2. 各年度の支給割合は、財政状況や法人経営上の判断から、各年度毎に決定することとなるが、その際、上記「1.」の支給割合を下回ることはないものとする。
3. 平成20年度の支給割合については、上記「2.」により検討し、15.05%としたものである。

平成20年 3月31日

理事 辰野 裕



地域手当の改善について（案）

1. 地域手当支給者の現状

H18.7.1（調査日）現在の地域手当支給者数（特定有期、短時間、再雇用教職員を除く。）

地域手当の支給割合		教職員数	
H18年	H22年（完成時）	人数	構成比
13%	18%	6,973名	96.91%
4%	12%	3名	0.04%
3%	10%	3名	0.04%
	3%	9名	0.13%
1%	6%	13名	0.18%
	3%	12名	0.17%
0%	0%	182名	2.53%
合計		7,195名	100%

2. 改善策

「地域手当」に替えて、「教育研究連携手当」を設ける。
 全地域の支給割合を一律とし、完成時は、全学17.5%とする。
 併せて、既存の手当の一部を見直す。

○完成時までの経過

年度	全地域の支給割合				国での想定（特別区）	
	(12%)	(3%)	(0%)	(12%)		
(平成17年度)						
18年度	13%	4%	3%	1%	0%	13%
19年度		14%				14%
20年度		15%				16%
21年度		16%				17%
22年度		17%				18%
23年度		17.5%				18%

※ 最終的に平成22年度、23年度の支給割合については、平成22年度より次期中期計画期間が始まることもあり、財政状況を見て平成21年度中に判断する。

※ 平成19年度において、14%とする理由としては、寒冷地手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当を統合することによるもの。

○既存の手当の一部見直し

- ①地域に着目した手当を統合する。
- ②勤務の特殊性に着目した手当は統廃合する。

(1) 支給割合を全学一律とする理由

- ① 本学における教育研究活動は、遠隔施設を含め全国的・全学的に一体性をもって行われており、所属研究科、研究所と不可分かつ、同水準の教育研究を遂行している。
- ② 地方においても、教育研究面及び生活面等の経済的負担は大きく、また、教育研究面における東京の資源を活用できないなど、金額に反映できない不利益性も考慮する必要がある。
- ③ 教職員の人事については、全国的・全学的な異動もあり、地域により処遇が異なることは、円滑な人事の障害となる。

(2) 完成時の支給割合を 17.5%とする理由

仮に全地域の完成時（平成 22 年）の支給割合を一律 18%とすると、2 億 2 千万円の負担増となる。

人件費抑制の観点から、この負担増を地域手当の財源及び廃止する地域に着目した手当額の財源の枠内で調整すると、完成時の支給割合は、全学 17.5%となる。

(3) 既存の手当の一部を見直す理由

- ① 今後の給与体系の在り方としては、出来るだけ簡素な仕組みとしていく方針である。また、異動保障（国では、広域異動手当を新設（H19.4.1））は不要となる。
- ② 既存の手当のうち、地域に着目した手当は、新設する手当の額が高い支給額となるため、吸収し、廃止する。

俸給に対する比率 寒冷地手当・・・0.4%～6.6%
 特勤勤務手当・・・4%、8%、16%
 特勤勤務手当に準ずる手当・・・最大 6%（異動日以降 6 年間支給）

- ③ 既存の手当のうち、勤務の特殊性に着目した手当で、法人化後、支給実績がない手当及び極めて少ない手当額を支給している下記の手当については、廃止する。

年度	高所作業手当 (手当額：200 円等/日)		航空手当 (手当額：1,200 円等/時間)		種雄牛馬取扱手当 (手当額：230 円等/日)		異常圧力内作業手当 (手当額：310 円等/時間)	
	件数	支給総額(1年間)	件数	支給総額(1年間)	件数	支給総額(1年間)	件数	支給総額(1年間)
平成 16 年度	21	6,232 円	0	0 円	90	12,420 円	0	0 円
平成 17 年度	42	11,020 円	0	0 円	74	10,212 円	2	620 円
平成 18 年度	4	880 円	0	0 円	36	4,968 円	0	0 円

※平成 18 年度は、9 月までの支給実績